

次の文章につき、(ア)適当と認められるときは○を、否とするときには×を記入し、(イ)×と記入した場合については、その理由を2行以内で示しなさい。

1. 会計処理の方法の選択は経営者の判断に任されているから、経営者が異なっている場合は、会計処理の結果算定された期間利益は異なるであろうが、それらの会計処理は真实性の原則に反するものではない。

(ア)		(イ)	

2. 正規の簿記の原則は、網羅性、検証可能性および秩序性を備えた会計帳簿を作成することを要求する原則であるため、財務諸表の作成手続きに影響を与えるものではない。

(ア)		(イ)	

3. 資本取引・損益取引区分の原則は、資本取引と損益取引とを明瞭に区別することを要求する原則であるから、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控除することは許されない。

(ア)		(イ)	

4. 明瞭性の原則は、利害関係者に必要な会計事実を明瞭に表示することを要求しているのであるから、財務諸表の形式的な明瞭性のほかに、注記による補足説明や財務諸表付属明細書の作成などの実質的明瞭性も満たさなければならない。

(ア)		(イ)	

5. 企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則または手続きの選択適用が認められている場合である。

(ア)		(イ)	

6. 費用については過大計上、収益については過小計上を行うことは、保守主義の原則から見れば望ましいといえる。

(7)		(1)	

7. 種々の目的によって形式の異なる財務諸表を作成する場合、その作成の基礎となる会計帳簿は、形式の異なる財務諸表ごとに用意しなければならない。

(7)		(1)	

8. 棚卸資産の取得原価に含められる付随費用のうち、重要性の乏しいものは取得原価に算入しないことも認められる。

(7)		(1)	

9. 企業会計原則において、重要な会計方針は、貸借対照表または損益計算書の末尾に別々に記載する。

(7)		(1)	

10. 後発事象とは貸借対照表日後に発生した事象で、当期の財政状態および経営成績に影響を及ぼすものをいう。

(7)		(1)	

次の資料に基づいて開始仕訳、経過勘定の再振替仕訳および期中取引の仕訳を行い、勘定へ転記（相手科目と金額のみ）しなさい。また、平成×2年3月31日現在の決算整理前残高試算表も作成しなさい。なお、消費税の税率は5%であり、税抜方式によって処理する。

（決算年1回3月31日）

1. 前期末(平成×1年3月31日)の残高勘定

残				高			
3 /31	現	金	1,020	3 /31	買	掛	金 567
"	当	座	預 金 4,761	"	未	払	社 債 利 息 30
"	売	掛	金 630	"	未	払	法 人 税 等 300
"	繰	越	商 品 900	"	未	払	消 費 税 45
"	前	払	一般管理費 60	"	貸	倒	引 当 金 12
"	建		物 9,000	"	減	価	償 却 累 計 額 540
"	商	標	権 180	"	社		債 3,000
"	長	期	貸 付 金 3,000	"	資	本	金 12,000
"	社	債	発 行 費 90	"	株	式	払 込 剰 余 金 2,109
				"	利	益	準 備 金 345
				"	別	途	積 立 金 60
				"	未	処	分 利 益 633

開始仕訳

再振替仕訳

期中取引

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

現 金	
前 期 繰 越	

当 座 預 金	
前 期 繰 越	

売 掛 金	
前 期 繰 越	

繰 越 商 品	
前 期 繰 越	

前払一般管理費	
前 期 繰 越	

仮 払 消 費 税	

建 物	
前 期 繰 越	

商 標 権	
前 期 繰 越	

満期保有目的債券	

長 期 貸 付 金	
前 期 繰 越	

社 債 発 行 費	
前 期 繰 越	

買 掛 金	
	前 期 繰 越

未 払 社 債 利 息	
	前 期 繰 越

未 払 法 人 税 等	
	前 期 繰 越

未 払 消 費 税	
	前 期 繰 越

未 払 配 当 金	

仮 受 消 費 税	

貸 倒 引 当 金	
	前 期 繰 越

減価償却累計額	
	前 期 繰 越

社 債	
	前 期 繰 越

資 本 金	
	前 期 繰 越

株式払込剰余金	
	前 期 繰 越

利 益 準 備 金	
	前 期 繰 越

仕 入		別 途 積 立 金	
			前 期 繰 越
販 売 費		未 処 分 利 益	
			前 期 繰 越
一 般 管 理 費			
社 債 利 息		売 上	
		受 取 利 息	
		有 価 証 券 利 息	

決算整理前残高試算表

平成x2年 3月31日

(単位：円)

現 金 ()	買 掛 金 ()
当 座 預 金 ()	仮 受 消 費 税 ()
売 掛 金 ()	貸 倒 引 当 金 ()
繰 越 商 品 ()	減 価 償 却 累 計 額 ()
仮 払 消 費 税 ()	社 債 ()
建 物 ()	資 本 金 ()
商 標 権 ()	株 式 払 込 剰 余 金 ()
満 期 保 有 目 的 債 券 ()	利 益 準 備 金 ()
長 期 貸 付 金 ()	別 途 積 立 金 ()
社 債 発 行 費 ()	未 処 分 利 益 ()
仕 入 ()	売 上 ()
販 売 費 ()	受 取 利 息 ()
一 般 管 理 費 ()	
社 債 利 息 ()	
有 価 証 券 利 息 ()	
()	()

簿記一巡（決算整理・決算整理後残高試算表）

35分 ➡ 解答P.6

次の資料に基づいて決算整理仕訳を行い、勘定へ転記（相手科目と金額のみ）しなさい。
また、平成×2年3月31日現在の決算整理後残高試算表も作成しなさい。

(決算年 1 回 3 月 31 日)

1. 決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

平成×2年 3 月31日

(単位：円)

現金	225	買掛金	756
當座預金	525	仮受消費税	300
売掛金	2,709	貸倒引当金	12
繰越商品	900	減価償却累計額	540
仮払消費税	246	社債	3,000
建物	9,000	資本金	12,000
商標権	180	株式払込剰余金	2,109
満期保有目的債券	2,700	利益準備金	393
長期貸付金	3,000	別途積立金	120
社債発行費	90	未処分利益	45
仕入	4,200	売上	6,000
販売費	360	受取利息	150
一般管理費	1,140		
社債利息	90		
有価証券利息	60		
	25,425		25,425

2. 決算整理事項

- (1) 期末商品棚卸高は1,500円である。
- (2) 売掛金期末残高に対して57円の貸倒引当金を差額補充法により設定する。
- (3) 建物に対して、残存価額を取得原価の10%、耐用年数を30年として、定額法により減価償却を行う。
- (4) 商標権を60円償却する。
- (5) 社債発行費を45円償却する。
- (6) 消費税については、仮払消費税と仮受消費税を相殺し、未払消費税に振替える。

- (7) 当期 3 月 1 日に額面総額 3,000 円の社債（利率年 6 %、利払日 10 月 31 日、満期日平成×3 年 10 月 31 日）を満期保有目的により 2,700 円で購入し、端数利息とともに小切手を振出して支払っていたが、取得価額と額面金額との差額は償却原価法（定額法）により処理する。また、未収有価証券利息を計上する。なお、利息の計算は月割りによる。
- (8) 一般管理費のうち 62 円を繰延べ、社債利息を 30 円見越し計上する。
- (9) 法人税等を 301 円計上する。

決算整理仕訳

- (1)
-
- (2)
-
- (3)
-
- (4)
-
- (5)
-
- (6)
-
-
- (7)
-
-
- (8)
-
-
- (9)
-

繰越商品	
前期繰越 900	
前払一般管理費	
前期繰越 60	一般管理費 60
未収有価証券利息	
仮払消費税	
買掛金 210	
当座預金 36	
商標権	
前期繰越 180	
満期保有目的債券	
当座預金 2,700	
社債発行費	
前期繰越 90	
仕入	
買掛金 4,200	
一般管理費	
前払一般管理費 60	
当座預金 1,080	
貸倒引当金繰入	
減価償却費	

未払社債利息	
社債利息 30	前期繰越 30
未払法人税等	
現金 300	前期繰越 300
未払消費税	
現金 45	前期繰越 45
仮受消費税	
	売掛金 300
貸倒引当金	
	前期繰越 12
減価償却累計額	
	前期繰越 540
有価証券利息	
当座預金 60	

商 標 権 償 却	
社 債 利 息	
現 金 120	未払社債利息 30
社債発行費償却	
法 人 税 等	

決算整理後残高試算表

平成×2年 3 月31日

(単位：円)

現 金 ()	買 掛 金 ()
当 座 預 金 ()	未払社債利息 ()
売 掛 金 ()	未払法人税等 ()
繰 越 商 品 ()	未 払 消 費 税 ()
前払一般管理費 ()	貸 倒 引 当 金 ()
未収有価証券利息 ()	減価償却累計額 ()
建 物 ()	社 債 ()
商 標 権 ()	資 本 金 ()
満期保有目的債券 ()	株式払込剰余金 ()
長 期 貸 付 金 ()	利 益 準 備 金 ()
社 債 発 行 費 ()	別 途 積 立 金 ()
仕 入 ()	未 処 分 利 益 ()
販 売 費 ()	売 上 ()
一 般 管 理 費 ()	受 取 利 息 ()
貸倒引当金繰入 ()	有価証券利息 ()
減 価 償 却 費 ()	
商 標 権 償 却 ()	
社 債 利 息 ()	
社債発行費償却 ()	
法 人 税 等 ()	
()	()